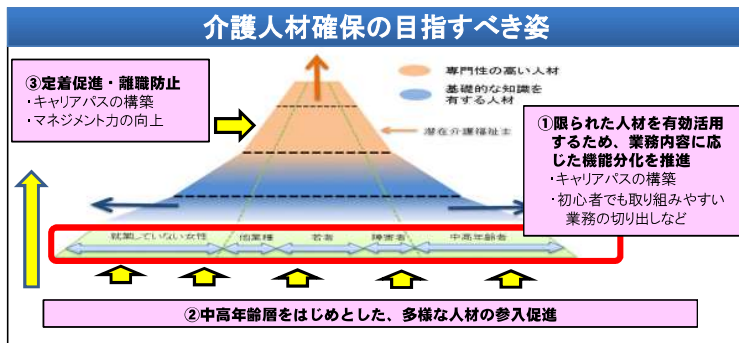
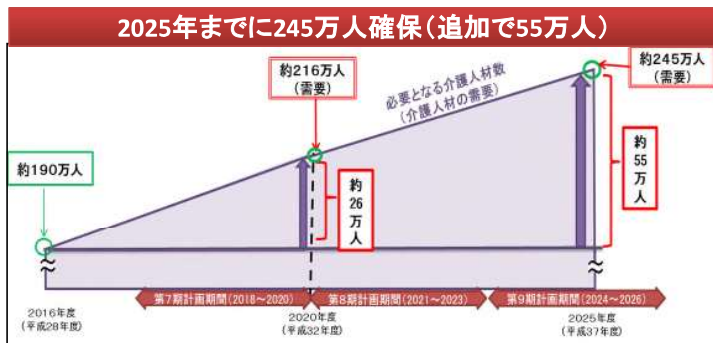


# 福祉・介護人材確保に向けた平成31年度予算（案）の全体像



## <平成31年度予算（案）の全体像>

都道府県等による取組

✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組

<p><b>【平成31年度の新規施策】</b></p> <p>✓ 介護職機能分化等推進事業の創設</p>	<p><b>【平成31年度の新規施策】</b> ※基金事業のメニュー追加</p> <p>✓ 介護入門者ステップアップ支援事業</p> <p>✓ 現任職員キャリアアップ支援事業</p>	<p><b>【平成31年度の新規施策】</b></p> <p>✓ 外国人介護人材受入環境整備事業の創設</p>
--	---	---

✓ 介護福祉士修学資金や再就職準備金などの返還免除付き貸付制度の活用促進  
※ 補正予算等において必要な貸付原資の積増等



国による取組

**【平成31年度の拡充施策】**

- ✓ 介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動を平成30年度に引き続き推進
- ✓ 若年者や子育て世代、アクティブシニア等対象者像に応じた個別のアプローチ
- ✓ 事業主に対して、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及等

介護の仕事の真の姿を知ってもらい、介護職の魅力や社会的評価を高める気運・ムーブメントの醸成（3K・4Kといった介護職に対するネガティブイメージの払拭）や人材確保の好事例の横展開を図ることで介護人材確保対策を一層推進

## 介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保

30年度第2次補正予算額 4.2億円

- 介護人材の不足が指摘される中、直近の介護人材の必要数の推計では、2025年度末までに55万人（年間6万人程度）の介護人材を追加確保する必要があるとともに、新たな在留資格の創設に伴い介護分野で就業する外国人の増加も見込まれる。また、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む中、専門的知識・技能を有する介護福祉士の養成が重要となっており、平成31年10月には一定の介護福祉士に対する処遇改善も予定されていることから、今後、介護福祉士の資格取得を目指す者の増加が予想される。
- こうしたことから、喫緊の課題である国内の介護福祉士を含めた介護人材の確保の取組を加速化すべく、養成施設での学費等の貸付（一定条件により返済免除）を行う介護福祉士修学資金等貸付事業について、今後も安定的に運営できるよう貸付原資等の充実を図る。

事業実施スキーム(例:介護福祉士修学資金)

### 養成施設入学者への修学資金貸付

#### 【介護福祉士養成施設修学者】

- 貸付額(上限)
- ア 学費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

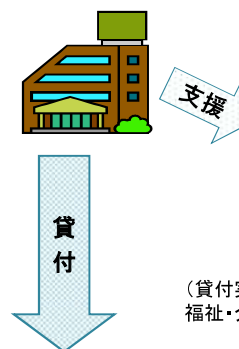
【実施主体】  
都道府県又は都道府県が適当と認める団体  
【補助率】 定額補助(国9/10相当)

### 【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事



(貸付実施後、一定期間内に福祉・介護の仕事に就職)

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

### 【他産業の仕事又は未就労】

(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

介護福祉士養成施設の学生